

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）

平素よりマイナンバーの適正な取扱いについて、御協力いただきありがとうございます。

今般、個人情報保護委員会は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号。以下「令和元年戸籍法改正法」という。）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年個人情報保護法改正法」という。）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び番号法の改正に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「事業者ガイドライン」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「行政機関等ガイドライン」という。）の一部を改正しました（令和4年個人情報保護委員会告示第4号及び第5号）。改正の概要は下記のとおりです。

貴都道府県・指定都市におかれましては、特定個人情報等の適正な取扱いについて、引き続き御対応をお願いするとともに、貴都道府県・指定都市に関連する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等の関係団体（以下「関係団体等」という。）に対して、行政機関等ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対しても、行政機関等ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。その際、当該市町村に関連する関係団体等に対して周知することも依頼いただくようお願いいたします。事業者ガイドラインにつきましても、管内の経済団体、事業者等に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 漏えい等報告・本人通知に関する改正

行政機関等ガイドラインにおいて、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害す

るおそれがある場合（情報提供ネットワークシステム等からの特定個人情報の漏えい等、不正の目的をもって特定個人情報が提供された等）に、個人情報保護委員会への報告（速報・確報の2段階）及び本人通知を行うことが義務化されたことに伴い、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知について、事例を含め具体的に記載した。また、漏えい等事案が発覚した場合には、事実関係の調査及び原因の究明、再発防止策の検討及び実施等に必要な措置を講ずること、速報の時間的制限の目安については事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内（確報については、個人情報保護委員会規則において原則30日以内と規定）であることを記載している。

また、行政機関等ガイドライン（別添2）「特定個人情報の漏えい等に関する報告等」の新設に伴い、「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）」は、廃止した。

※「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）」は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件（令和3年個人情報保護委員会告示第9号）において、廃止している。

(2) 令和元年戸籍法改正法附則第14条の施行による番号法第9条第3項の新設

法務大臣が、番号法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができるようになった。

(3) その他の改正

・事業者ガイドラインにおいて、令和2年個人情報保護法改正法の施行による新設条文（個人情報取扱事業者に対する不適正な利用の禁止（個人情報保護法第19条）、利用停止等又は第三者への提供の停止（同法第35条第5項、6項））を反映した。

・特定個人情報等に関する安全管理措置において「外的環境の把握」を行うことを明確化した。

・デジタル社会形成整備法第50条及び同法附則第53条の施行により、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の3本の法律が1本の法律に統合されたことに伴う形式的な改正を行った。

2 添付資料

【行政機関等ガイドライン】

- 新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）
- ・行政機関等ガイドライン

【事業者ガイドライン】

- 新旧対照表（事業者編）
- ・事業者ガイドライン
- ・（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

【参考資料】

- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A
- ・マイナンバーガイドライン入門（行政機関等・地方公共団体等編）（令和4年4月版）
- ・「個人情報」と「特定個人情報」～正しい理解のために～（事業者用）（令和4年4月版）
- ・マイナンバーガイドライン入門（事業者編）（令和4年4月版）
- ・マイナンバーガイドライン入門（金融業務編）（令和4年4月版）

以 上